浦安ラグビースクール 規 約

第1章 総 則

第1条 (名称)

この団体は、浦安ラグビースクール(以下、「本スクール」と言う)と称する。また、そのチーム名を「浦安ウイングス」とする。

第2条 (所在地)

本スクールの所在地は、理事長宅に置く。

第3条 (目的)

本スクールは、小学生及び未就学児を対象とした、タグラグビー及びラグビー競技を行なうラグビースクールとして、

- ①タグラグビー及びラグビーの普及とラグビーフットボールそのものの底辺拡大を目指す
- ②将来ある子供達の心身の健全育成、仲間作り、相互信頼の醸成に努める
- ③スポーツを行なうことの意義、素晴らしさを共有、継続する

ことを主な目的とする。

第4条 (基本理念)

本スクールは、以下を基本理念に活動に臨む。

[For the KIDS, For the PARENTS, For the COMMUNITY]

第5条 (団体加盟)

本スクールは、以下の団体に加盟する。

「浦安市ラグビーフットボール協会」

「千葉県ラグビーフットボール協会」

これにより、「浦安市ラグビーフットボール協会」が主催、参加するイベント・企画等に積極的に参画する。

第 6 条 (活動)

本スクールは、ラグビーの基本思想である「All for One, One for All」を実践しながら、本スクールの基本理念である「For the KIDS For the PARENTS For the COMMUNITY」をベースに、以下の活動を行なう。

- ① 本スクールが加盟する前条の団体が主催、参加するイベント・企画等への参加と運営協力
- ② 地域のタグラグビー、及びラグビー競技 (スポーツ) の環境の整備に関する活動
- ③ 本スクールとして、学校・学年の枠を超えた一体感の醸成、一層の親睦、地域貢献につながる活動
- ④ 運営をサポートする保護者、役員の一層の結束、親睦につながる活動
- ⑤ その他、本スクールの目的を達成するために必要な活動

第2章 組 織

第7条 (スクールの構成)

本スクールは、選手会・役員会・専門委員・グランドスタッフから構成される。役員会・専門委員・グランドスタッフを総称して、運営スタッフと言う。

第8条 (選手会の構成)

選手会は、本スクールの目的を理解し、また、タグラグビー及びラグビーの技術向上に強い意志を持った小学生、及び未就学児の選手で構成される。なお、選手の所属学年は学校教育法に準じ、上級生は小学 6年生から 4年生、下級生は小学 3年生から小学 1年生とする。

第9条 (選手会長・選手会副会長の選任)

本スクールの選手会には、会長(主将)と副会長(副将)を置く。人選は役員会が実施し、役員会が任命する。任期は原則として1年とするが、再任は妨げない。会長(主将)の定数は1名とするが、副会長(副将)の定数は定めない。

第10条 (役員会の構成と審議事項)

本スクールの役員会は、理事長、代表理事、理事、監事により構成され、以下の事項を審議・確認する。 なお、役員会の定数は6名以内とする。

- ① 選手会長・副会長の人選
- ② 運営スタッフの選出
- ③ 事業報告、及び事業計画の作成
- ④ 本規約第43条に定める協議事項への対応
- ⑤ 運営スタッフミーティングにおける確認事項の承認

第11条 (役員会の開催)

役員会は、必要に応じて役員の発議により召集して開催する。

第12条 (役員の選任)

役員は、役員会において選出し、総会での承認を以って、決定する。役員の各役職(理事長・代表理事・理事・監事)については、役員会において協議の上、決定する。

第13条 (役員の任務)

役員の任務は、以下の通りとする。

- ① 理事長は、浦安市及び浦安市ラグビーフットボール協会との窓口業務を総括する。
- ② 代表理事は、本スクールを代表し、スクール運営を統括する。
- ③ 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時はその職務を代行する。
- ④ 監事は、運営スタッフによるスクール運営に関わる活動全般を監督する。

第 14 条 (役員の任期)

役員の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。また、専門委員、及びグランドスタッフとの兼任も妨げない。

第15条 (専門委員の構成)

本スクールの専門委員は、各任務により以下の10班により構成される。また、1名をリーダーとする。

- ① 涉外班
- ② 広報班
- ③ HP管理班
- ④ 会計班
- ⑤ 備品班
- ⑥ レクリエーション班
- ⑦ バス班
- ⑧ 購買班
- 9 学年マネジャー
- ⑩ その他、本スクール運営に必要と役員会が承認した班

第 16 条 (専門委員の選任)

専門委員は、役員会において選出し、決定する。各班のリーダーについては、役員会において協議の上、 決定する。

第17条 (専門委員の任務)

専門委員の任務は、以下の通りとする。

- ① 渉外班は、グランド確保(調整)、大会エントリー、移動手段(バス)確保等、主に対外的な調整業務を担当する。浦安カップの開催に際しては、運営事務局業務を行なう。また、浦安市ラグビーフットボール協会及び同協会加盟チームと連携し、小学校、幼稚園等への出前授業等をサポートする。
- ② 広報班は、選手募集に関わる業務を担当する。(チラシ作成、体験参加者のケア等)また、本スクールが企画・参画するイベント(市民タグラグビー祭り、浦安市スポーツフェアを含む)への参加者募集 案内等を行う。
- ③ HP 管理班は、ホームページ運営等、主にスクール内の情報発信に関わる業務を担当する。
- ④ 会計班は、スクール運営に関わる出納・通帳管理を担当する。具体的には、年会費の徴収・傷害保険料の支払い等の他、大会参加に際しては各種費用(参加費、保険料、通行料、駐車料金等)の精算、各種イベントに際しての集金業務等を行う。
- ⑤ 備品班は、各種共有備品(タグ、ビブス、ボール、マーカー、ポンプ、救急箱、備品用バッグ等)の企画、管理、補充(購入)等を担当する。
- ⑥ レクリエーション班は、本スクールが実施するバーベキューパーティー等の企画・運営、交流・イベント開催時の差し入れ手配、壮行会の準備等を担当する。
- ⑦ バス班は、渉外班とバス会社と連絡をとりあいながら、移動手段(バス)の確保等を担当する。
- ⑧ 購買班は、チームユニフォーム、ベンチコート、T シャツ、タオル等の発注ならびに取りまとめ、集金業務等を担当する。
- ⑨ 学年マネジャーは、当該学年間における保護者への必要事項の連絡、意見、サマーキャンプの取りまとめ等を担当する。また、年度更新に際しては、翌年度の専門委員の人選に関わる調整等を行う。

第18条 (専門委員の任期)

専門委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。また、役員、及びグランドスタッフとの兼任も妨げない。

第 19 条 (グランドスタッフの構成)

本スクールのグランドスタッフ(以下、GS)は、上級生 GS、下級生 GS、レフリーから構成される。上級生 GS はヘッドコーチ、アドバイザー、担当コーチ、下級生・未就学児 GS はヘッドコーチ、アドバイザー、学年担 当コーチ、担当コーチとし、下級生の学年担当コーチのうち 1 名を学年代表コーチとする。また、各学年の定数は、想定される選手数に基づき、役員会において協議の上、決定する。

- ① 上級生 GS(ヘッドコーチ、アドバイザー、担当コーチ)
- ② 下級生・未就学児 GS (ヘッドコーチ、アドバイザー、学年代表コーチ、学年担当コーチ)
- ③ レフリー

第 20 条 (グランドスタッフの選任)

グランドスタッフは、役員会において選出し、決定する。学年代表コーチについては、役員会において協議の ト、決定する。

第 21 条 (グランドスタッフの任務)

グランドスタッフの任務は、以下の通りとする。

- ① ヘッドコーチは、通常練習においては、全体練習を担当すると共に、練習進行及び運営を総括する。また、上級生のヘッドコーチは上級生大会参加時のチーム編成を総括する。なお、下級生のチーム編成については、各学年代表コーチが行う。
- ② アドバイザーは、ヘッドコーチのサポート役として、練習・大会進行の補佐を行う。また、保護者の窓口としてスクール運営をサポートし、上級生のアドバイザーは上級生のチーム編成を担当する。
- ③ 担当コーチは、通常練習においては担当学年の練習進行及び運営を行う。また、大会参加時は、参加チームの引率、帯同、並びに大会運営のサポートを行う。
- ④ レフリーは、本スクールの活動のうち、通常練習において、レフリー業務並びにルール指導等を行う。また、大会参加時は、レフリー等として大会運営のサポートを行う。

第 22 条 (グランドスタッフの任期)

グランドスタッフの任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。また、役員、及び専門委員との兼任、学年コーチとレフリーの兼任も妨げない。

第 23 条 (運営スタッフミーティング)

役員会において決定・確認された事項を共有する場として、運営スタッフミーティングを随時開催する。当ミーティングにおいては、専門委員の各班、及びグランドスタッフの行動予定と実績等に関する確認も行う。

第3章 総 会

第24条 (総会の構成と審議事項)

総会は運営スタッフ、及び選手の保護者により構成され、以下の事項を審議・確認する。

- ① 役員の承認
- ② 事業報告、及び事業計画
- ③ 会計報告
- ④ その他、本スクール運営に関して、総会における意思確認が必要と思われる事項

第25条 (通常総会の開催)

総会は毎年1回、代表理事が召集して開催する。(通常総会)

第26条 (臨時総会の開催)

臨時総会は、役員会が必要と認める時に、代表理事が招集して開催する。ただし、選手または保護者は、選手会の総数(議案により対象学年の総数)の 1/10 以上の選手(小学 3 年生以下の場合は保護者でも可)の賛同をもって、代替・変更案を含む議案を役員会に提議をすれば、臨時総会の招集を請求することができる。この請求が行われて 1 か月以内に総会が招集されない場合、選手会は集会を招集することができる。

第 27 条 (総会の議長)

総会の議長には、代表理事があたる。但し、代表理事に事故のある時は理事が議長となる。

第4章 会 計

第28条 (経費・収入)

本スクールの経費は、年会費、及びその他の収入を以って充てる。

第29条 (年会費の徴収)

選手は、以下の金額を年会費として、指定された期日までに前納する。

小学生·未就学 : 12,000 円

但し、入会が 7月 1日以降の場合は、9,000 円、10月 1日以降の場合は、6,000 円、1月 1日以降の場合は、3,000 円とする。

第30条 (年会費の用途)

年会費の用途は以下の通りとする。

- ① スポーツ傷害保険
- ② 練習、及び試合において使用する共用備品の購入費用
- ③ 大会等へ参加する際の参加費用、その他、移動に関わる費用
- ④ 本スクールが企画・運営するイベントに関わる費用
- ⑤ 運営スタッフ、選手とその保護者の冠婚葬祭等に関わる費用
- ⑥ レクリエーションに関わる費用
- ⑦ 運営スタッフの資格取得、研鑽に関わる費用
- ⑧ タグラグビーの普及活動に関わる費用
- ⑨ その他、本スクール運営のため、必要と役員会が承認した費用

第31条 (会計年度)

本スクールの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 32 条 (特別会計)

本スクールは、役員会の承認により、特別会計を設けることが出来る。

第33条 (会計報告)

会計班は、会計年度終了後2ヶ月以内に、会計報告書を作成し、監事による確認を得た上で、代表理事に提出する。

第 34 条 (保険)

選手及びグランドスタッフは、一般的なスポーツ傷害保険に加入し、その費用は本スクールの会計を以って充てる。また、不慮の事故が発生した場合、本スクールは応急の措置は実施するが、その後の責任は負わない。補償はスポーツ傷害保険の給付範囲を限度とする。本スクールは、選手及びグランドスタッフの通院に関わる費用(医療費、交通費等)は、原則として負担しない。

第5章 個人情報

第35条 (個人情報の収集)

選手及び運営スタッフに関する個人情報の収集は、本スクールに関する情報の提供及び運営に関わる目的のために必要な範囲内で行なう。

第36条 (個人情報の利用・提供)

本スクールに提供された個人情報は、本スクール選手及び運営スタッフ専用ホームページへの掲載等、本スクールの活動に限定して使用することとし、役員会の承諾なくそれ以外の目的では使用しない。また、第三者へ提供も行わない。但し、以下の場合はその限りではない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 生命、身体、財産の保護のために必要がある場合
- ③ 公衆衛生の向上、または選手の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6章 雑 則

第37条 (入会手続き)

選手は入会申込書の提出・年会費の納入・傷害保険の加入手続きの完了を以って、入会手続きを完了 し、選手会に登録される。

第38条 (年度更新手続き)

選手は、入会後それぞれの年度における年会費の納入を以って、年度更新手続きが完了する。

第 39 条 (卒業退会)

6年生の選手は、当該年度の3月31日を以って卒業退会とする。

第40条 (一般退会)

選手は退会申請書の提出を以って、退会手続きを完了し、選手会から抹消される。また、指定された期日までに年会費の納入がなされず、年度更新の意思が確認出来なかった場合には、役員会が退会手続きを行なう場合がある。なお、9月30日までに退会申請書が提出された場合は、年会費の下期相当額を返還する。

第 41 条 (特別退会)

選手及び運営スタッフについて、本規約第3条(目的)、または第4条(基本理念)に反する、 或いは本スクールの活動を円滑に進める上で不適切な言動が認められた場合には、役員会において協 議の上、役員会の決裁または臨時総会で選手総数(議題により対象学年選手の総数、小学3年 生以下の場合は保護者でも可)の過半数の承認により退会を命ずることができる。

第42条 (細則の制定)

本規約に定めるものの他、本スクールの運営等に関し必要な事項は細則として別に定めるものとする。

第 43 条 (規約等の改廃)

本規約及び別に定めた細則等の改正・廃止は、役員会において審議し、合議の上で決定する。決定された内容は速やかに選手会、運営スタッフ、保護者に報告する。

第 44 条 (その他)

本スクール運営にあたり、当規約に定めのないことに関わる疑義・支障等が生じた場合、役員会は選手会、専門委員、グランドスタッフ及び保護者との必要な協議を行った上で、役員会の決裁により、迅速且つ適切に問題解決を図ることとする。

第45条 (規約の施行)

この規約は2007年4月1日より施行する。

この規約は2008年4月1日より改定する。

この規約は2009年4月1日より改定する。

この規約は2010年4月1日より改定する。

この規約は2012年4月1日より改定する。

この規約は2013年4月1日より改定する。

この規約は2014年4月1日より改定する。

この規約は2016年4月1日より改定する。

この規約は2016年7月24日より改定する。

この規約は 2022 年 5 月 20 日より改定する。

この規約は2022年10月1日より改定する。

この規約は2023年4月1日より改定する。

この規約は2024年4月1日より改定する。